建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第四十六条第二号中「、産業廃棄物処理施設」を削る。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条　削除

附則第四条の二から第四条の四までを削る。

（風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令の一部改正）

第二条　風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令

第一条中「の基準」を「に係る条例の制定に関する基準」に改める。

第三条中「都道府県知事は、前条第一項に規定する」を「都道府県知事又は市町村の長は、前条第一項

各号に掲げる」に改め、「次に定める基準」の下に「（第一号イ、ロ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ（1）に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。）」を加え、「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「する」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号イ中「こえない」を「超えない」に改め、同号ロ中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「こえない」を「超えない」に改め、同号ニ中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

第三条第五号中「行なう土地の区域」を「行う土地」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ　木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対す

る割合が、十パーセント以上六十パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。

ロ　宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ　一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

（１）　宅地の造成等に係る土地の地形に応じ一・五メートル以上五メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土

（２）　都市の風致の維持上特に枢要な森林で、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

ニ　一ヘクタール以下の宅地の造成等でハ（１）に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

五　水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ　適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌（ぼう）が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ　当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第三条に次の一号を加える。

八　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆（たい）積については、堆（たい）積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「建築物の建築その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採、土石の類の採取及び都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定めるその他の」を「次に掲げる」に、「都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を「面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事（指定都市、地方自治法第二百五

十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下単に「特例市」という。）」に改め、「以下同じ。）」の下に「、その他の風致地区にあつては市町村の長」を加え、同項ただし書中「（都の特別区を含む。）」を削り、同項に次の各号を加える。

一　建築物の建築その他工作物の建設

二　建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更

三　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）

四　水面の埋立て又は干拓

五　木竹の伐採

六　土石の類の採取

七　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積（たい）

八　前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

第二条第二項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を「市町村（面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては、国、都道府県、指定都市、中核市、特例市又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村。以下この項において「国等」と総称する。）」に、「国、都道府県又は指定都市若しくは中核市」を「国等」に、「都道府県知事」を「面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の条例）

第二条　都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る

ものにあつては都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）が定めるものとする。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「用途地域」を「建築物の用途」に改め、「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加え、「第百四十四条の二の二」を「第百四十四条の二の四」に改める。

第二条第一項第四号中「第五十二条第一項、第五項、第九項及び第十一項、法第五十九条第一項（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る部分に限る。）及び第三項、法第五十九条の二第一項並びに法第六十条第一項の場合においては」を「第五十二条第一項に規定する延べ面積（法第五十九条第一項（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。）、法第六十八条の三第二項第一号イ及び第三項第二号ロ並びに法第六十八条の五の二第一号イに規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には」に改め、同項第六号中「ハの一」を「ハのいずれか」に改め、同号ロ中「四の項」を「